

病児・病後児保育事業のしおり

子どもが病気…。

でも保育園等には預けることができないし、仕事も休めない。
そんなときは

病児・病後児保育事業

をご利用ください。



《お問い合わせ先》

○保健福祉課健康子育てグループ

011-378-5888

○病児・病後児保育施設

011-378-2111

南幌町

「病児・病後児保育事業」とは？



お子さんが病気のとき、または病気の治りかけのときに「あと数日看病してあげたいのに、どうしても仕事を休めない」という経験をした方はいらっしゃいませんか。

南幌町では、病中、または病気の回復期にあるお子さんを、就労等のために家庭で保育できない保護者にかわり、一時的に保育する「病児・病後児保育事業」を行っています。

病児・病後児保育事業の概要

■実施場所 国民健康保険町立南幌病院 1 階

■利用時間 月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 6 時まで

■休 所 日 土・日・祝日、年末年始

■定 員 3人

■利用者負担額

世帯の区分	利用者負担額（日額）	
	4時間未満	4時間以上
生活保護を受けている世帯	0 円	0 円
市町村民税が非課税世帯	500 円	1,000 円
上記以外の世帯	1,000 円	2,000 円

■給食費等

区分	給食費等（日額）
6ヶ月から未就学児	400 円
小学生	500 円

利用の要件



全ての要件を満たしていることが必要です。

- ① 町内に住所を有していること
- ② 生後 6 か月～小学校 6 年生までの児童であること
- ③ 児童の病状が急変する見込みが当面なく、病中、または病気の回復期にあり集団保育を受けることが困難であること
- ④ 児童の保護者が就労、傷病、事故、出産等やむを得ない事由で一時的に家庭での保育が困難であること

利用の流れ

お子さんが健康なとき

※登録有効期間は3月31日までです。

①事前登録

お子さんの健康に関する情報を把握し安全に保育するため、利用希望がある方は事前に登録が必要です。「登録申込書」に必要事項を記入して提出してください。毎年登録が必要となります。

②利用希望前日 あいくるに電話

- ・「あいくる」健康子育てグループに電話で定員の空き状況を確認してください。●あいくる：378-5888
- ・町立病院の外来受付締切り時刻の16:30までに受診出来るよう余裕をもってお電話下さい。前日に必要な検査を全て行う為には14:00までに受診いただく必要があります。

③電話問診、受診

- ・町立病院より電話で問診ののち、診察を受けて下さい。
必要に応じて検査や薬の処方になります。その結果により利用の可否について判断させていただきます。

※母子手帳・お薬手帳をご持参下さい。

④利用希望当日 病院を受診

- ・当日朝8:45に町立病院を受診していただき、診察の結果、利用の可否について最終判断をいたします。
- ・前日に必要な検査を行えない場合は、当日に検査を実施します。
その結果によって保育を中断せざるを得ない事もあります。

⑤病児・病後児 保育開始

- ・保護者から利用申請書に同意のサインをいただきます。
- ・1回の申請につき7日間までご利用いただけますが、毎朝、受診をして頂きその日の状態を確認いたします。

ご利用当日

お子さんと一緒に病児・病後児保育施設へお越しください。

ご利用当日に持参していただくもの

- 印鑑 ●処方された薬（1回分に名前を記入） ●おむつ
- おしりふき ●おむつ持ち帰り用ポリ袋 ●着替え用衣類
- 食事用エプロン（必要な方） ●お手ふきタオル ●バスタオル
- マスク（3歳以上） ●哺乳びん・ミルク（乳児）

※昼食・おやつ・飲み物は施設で提供しますが、アレルギーや、

お子さんの病状に合わせた特別食がある場合は、ご持参ください。

後日、納入通知書を
送付します。金融機
関で利用料をお支
払いください。

